

(仮称)北河内4市リサイクルプラザ設置に係る  
生活環境影響調査報告書  
(概要版)

平成16年11月

北河内4市リサイクル施設組合

1. 事業計画

1-1 設置者

団体名：北河内4市リサイクル施設組合

1-2 一般廃棄物処理施設の設置場所

住所：寝屋川市大字打上1645-1他

1-3 一般廃棄物処理施設の種類

選別・圧縮梱包処理施設

1-4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

プラスチック類（「その他プラスチック製容器包装」及び「ペットボトル」）

1-5 一般廃棄物処理施設の処理能力

53 t/日（11時間稼働）

4.8 t/時間

1-6 選別・圧縮梱包施設計画

1-6-1 搬入条件

平成22年度における参画する4市のプラスチック類の分別収集は、各市とも家庭からの排出頻度は週1回とし、月曜日から金曜日のうちの4日間で行われるものとした。各市のプラスチック類の搬入予定等は、表1-1に示すとおりである。

表1-1 プラスチック類の搬入条件

	家庭からの 排出頻度	搬入日数	年間搬入量 (t)	日平均搬入量 (t) <sup>注1</sup>
枚方市	週1回	月から金曜日の うちの4日間	5,581	26.8
寝屋川市	週1回	月から金曜日の うちの4日間	4,280	20.6
四條畷市	週1回	月から金曜日の うちの4日間	763	3.7
交野市	週1回	月から金曜日の うちの4日間	1,104	5.3
4市計	——	——	11,728	56.4 <sup>注2</sup>

注)1.日平均搬入量は年間搬入量÷(搬入日数/週×52週)で算出。異物も含んだ量。

2.4市の日平均搬入量の合計値(4市とも同じ曜日の4日間に搬入された場合の量)。

### 1-6-2 施設規模

平成22年度の計画搬入量11,728 tを260日(月～金曜日の5日間×52週)で処理するものとし、施設規模を下記のように算定している。

粗選別設備・手選別ラインは2系列とし、稼働時間は11時間と設定した。

施設規模： $44.8 \text{ t/日} + 7.7 \text{ t/日} = 52.5 \text{ t/日} = 53 \text{ t/11h} (4.8 \text{ t/h})$
$\left( \begin{array}{l} \text{【その他プラスチック製容器包装：} 10,404 \div 260 \text{日} \times 1.12 = 44.8 \text{ t/11h} \\ \text{ペットボトル} \quad \quad \quad : 1,324 \div 260 \text{日} \times 1.51 = 7.7 \text{ t/11h} \end{array} \right)$
稼働時間5時間分に換算した処理能力は、 $24 \text{ t} / 5 \text{ h}$ である。

### 1-6-3 処理基本フロー

処理基本フローは、図1-1に示すとおりである。

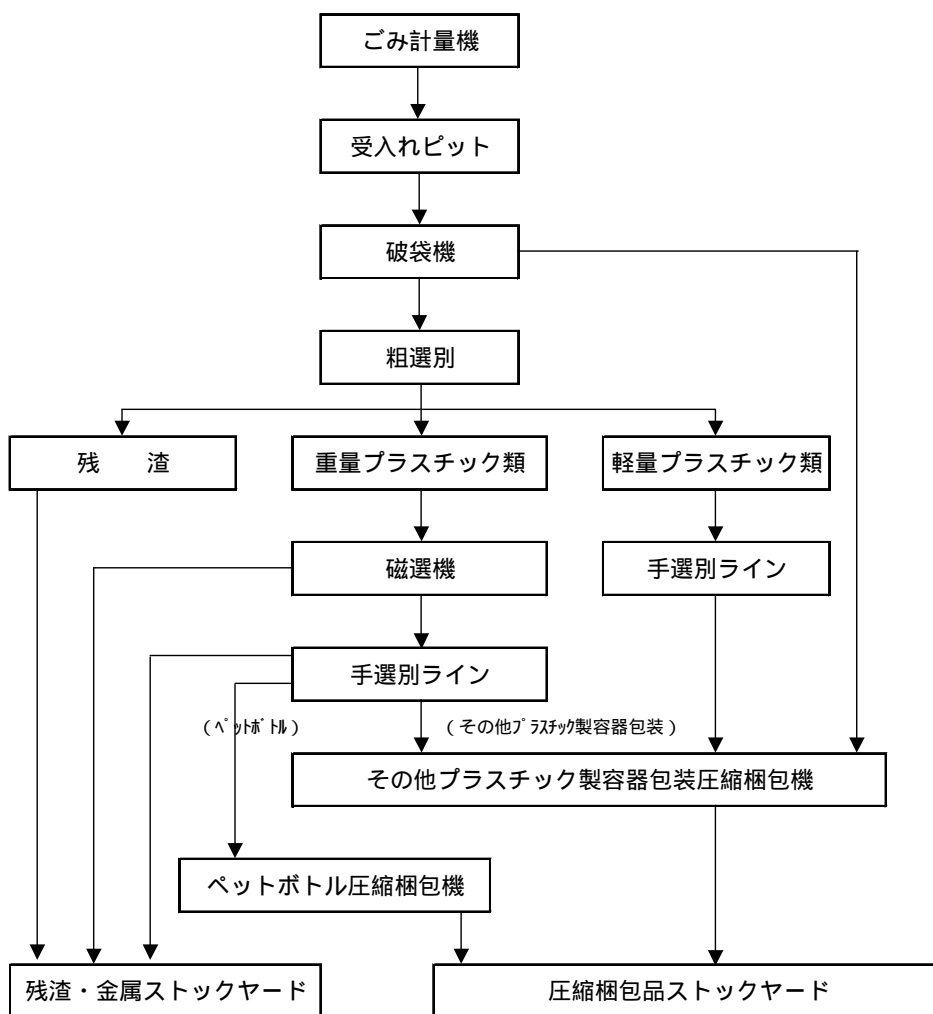


図1-1 処理基本フロー

## 2．生活環境影響調査にあたっての基本的事項

本生活環境影響調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137）」に基づき、事業計画地周辺の環境の現況を把握するとともに、本事業の実施が生活環境に及ぼす影響について予測、分析を行った。

生活環境の現況は原則として既存資料により把握し、必要に応じて現地調査により補足した。影響の分析については、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮して行った。

### 2-1 生活環境影響要因及び生活環境影響調査項目の選定

一般廃棄物処理施設の設置に当たり、生活環境影響要因としては、「施設の稼働」「施設からの悪臭の漏洩」「施設排水の排出」及び「廃棄物運搬車両の走行」が考えられる。生活環境影響調査項目の選定は、事業の内容、規模、地域の特性等を考慮し、厚生省「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の解説」（平成10年）に準拠して行った。生活環境影響調査の対象として選定した項目は、表2-1に示すとおりである。

表 2-1 選択した生活環境影響調査項目

調査項目	生活環境影響要因	施設の稼働	施設からの	施設排水の	廃棄物運搬
	生活環境影響調査項目		悪臭の漏洩	排 出	
大気汚染	粉じん				
	二酸化窒素				
	その他必要な項目（浮遊粒子状物質）				
水質汚濁	生物化学的酸素要求量				
	浮遊物質				
	その他必要な項目				
騒音	騒音レベル				
振動	振動レベル				
悪臭	特定悪臭物質濃度				
	臭気指数				

注) は厚生省「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の解説」の破砕・選別施設の項に示される項目、 は調査対象として選定した項目

また、生活環境影響調査で調査項目として選定しなかった理由は、表2-2に示すとおりである。

表 2-2 選定しなかった生活環境影響調査項目及びその理由

調査項目	選定しなかった理由
水質汚濁	工程排水、生活排水は排水処理設備を経て下水道に排除するため。 廃棄物は雨水に接触しないよう保管するため。

## 2 - 2 環境保全目標の設定

予測及び分析項目とした大気汚染、騒音、振動及び悪臭について、周辺地域の生活環境の保全のため設定した環境保全目標は、以下に示すとおりである。

### 2-2-1 大気汚染に係るもの

- ・環境基本法により定められた環境基準の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ・大阪府環境総合計画、大阪地域公害防止計画等大阪府が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

### 2-2-2 騒音に係るもの

- ・環境基本法により定められた環境基準の達成と維持に支障を及ぼさないことまたは現況を悪化させないこと。
- ・騒音規制法により定められた騒音規制値を下回ること。
- ・自動車騒音に係る要請限度以下であること。
- ・大阪府環境総合計画、大阪地域公害防止計画等大阪府が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

### 2-2-3 振動に係るもの

- ・振動規制法により定められた振動規制値を下回ること。
- ・感覚閾値以下であること。
- ・自動車振動に係る要請限度以下であること。
- ・大阪府環境総合計画、大阪地域公害防止計画等大阪府が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

### 2-2-4 悪臭に係るもの

- ・悪臭防止法により定められた悪臭規制値を下回ること。
- ・大阪府環境総合計画、大阪地域公害防止計画等大阪府が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

### 3. 事業の実施により環境に及ぼす影響の予測

本事業の供用開始時期と前後して、事業計画地に近接して第二京阪道路が供用を開始する計画となっている。

特に、廃棄物運搬車両の走行による影響については、第二京阪道路及びその測道を通行する場合より、事業計画地周辺の主要地方道並びに市道を通行する場合の影響が懸念される。よって、本項では、まず、第二京阪道路及びその測道を通行せず、廃棄物運搬車両の全量が、事業計画地周辺の主要地方道等を通行した場合を想定して予測を行うこととした。

本事業の供用による影響が最も懸念される箇所を予測地点として設定し、影響の予測を行った。(図3-1参照)

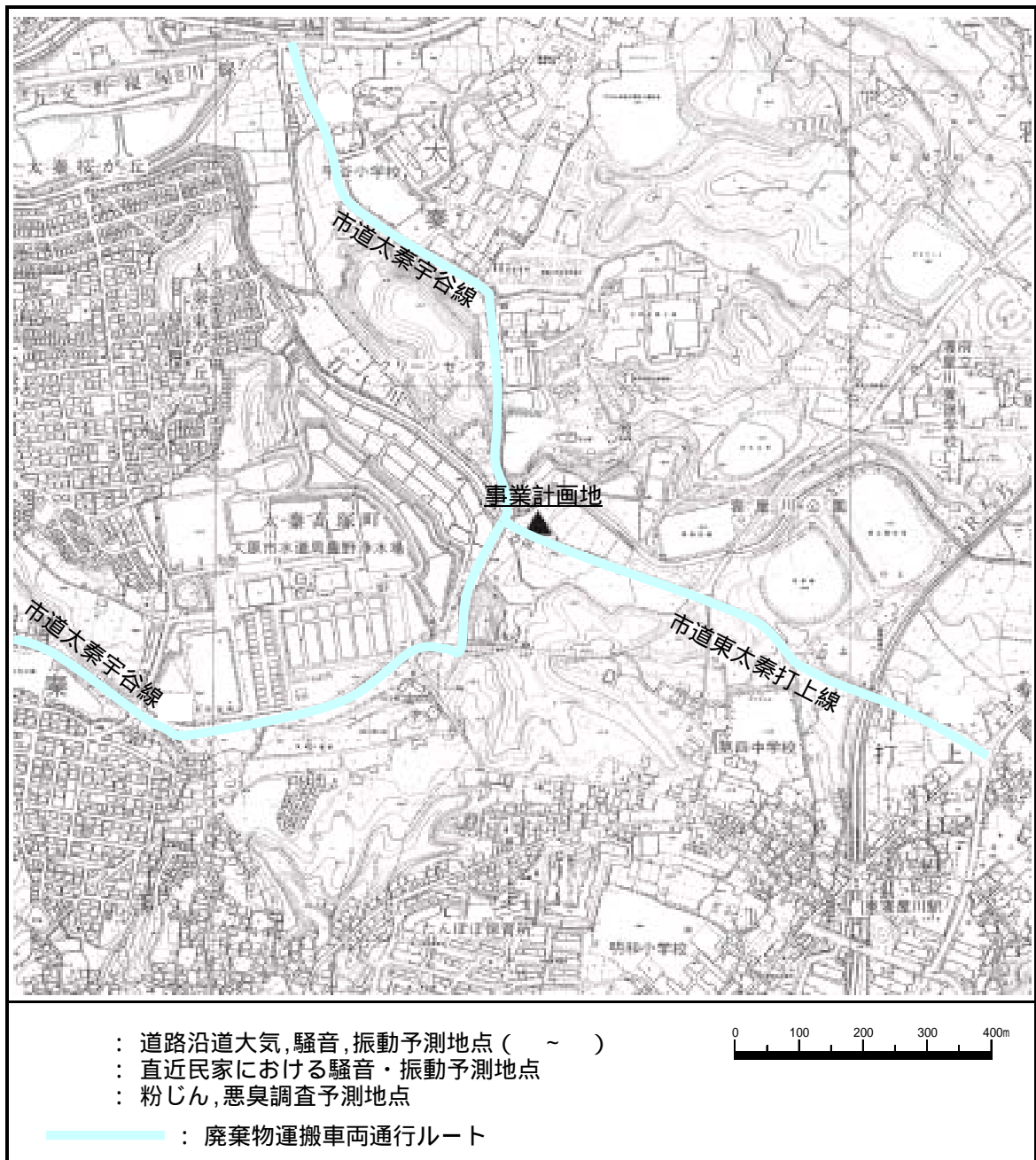


図3-1 影響の予測地点

### 3 - 1 大気汚染

#### 3-1-1 施設稼働による影響

施設のプラットホーム車両出入口はエアーカーテン等で外界と遮断し、また、室内は負圧として集塵装置等を経て排気することから、周辺地域への粉じんの影響は軽微と予測される。

#### 3-1-2 廃棄物運搬車両の走行による影響

大気汚染物質濃度の予測結果は、表 3-1 に示すとおりである。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに環境基準を達成すると予測される。また、廃棄物運搬車両による寄与濃度が環境濃度に占める割合は最大で 0.29%と軽微であることから、環境基準の達成と維持に影響を与えることはないと予測される。

表 3-1(1) 二酸化窒素濃度予測結果

(単位：ppm)

		1 地点		2 地点		3 地点	
		西側	東側	北側	南側	北側	南側
道路沿道 寄与濃度	一般 + 運搬	0.000908	0.001012	0.002307	0.002539	0.001203	0.001203
	廃棄物運搬車両	0.000068	0.000076	0.000062	0.000068	0.000025	0.000025
バックグラウンド濃度		0.025					
環境濃度		0.0259	0.0260	0.0273	0.0275	0.0262	0.0262
廃棄物運搬車両寄与濃度が 環境濃度中に占める割合 (%)		0.26	0.29	0.23	0.25	0.10	0.10
日平均値の年間 98%値		0.050	0.050	0.052	0.052	0.050	0.050
環境基準値 (長期的評価)		0.06					

注)1. 表中の一般は一般車両、運搬は廃棄物運搬車両を示す。

2. 表中の環境濃度は、一般 + 運搬にバックグラウンド濃度を加えた値を示す。

表 3-1(2) 浮遊粒子状物質濃度予測結果

(単位：mg/m<sup>3</sup>)

		1 地点		2 地点		3 地点	
		西側	東側	北側	南側	北側	南側
道路沿道 寄与濃度	一般 + 運搬	0.000296	0.000336	0.000767	0.000849	0.000397	0.000397
	廃棄物運搬車両	0.000021	0.000024	0.000020	0.000023	0.000008	0.000008
バックグラウンド濃度		0.033					
環境濃度		0.0333	0.0333	0.0338	0.0338	0.0334	0.0334
廃棄物運搬車両寄与濃度が 環境濃度中に占める割合 (%)		0.06	0.07	0.06	0.07	0.02	0.02
日平均値の年間 2%除外値		0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
環境基準値 (長期的評価)		0.1					

注)1. 表中の一般は一般車両、運搬は廃棄物運搬車両を示す。

2. 表中の環境濃度は、一般 + 運搬にバックグラウンド濃度を加えた値を示す。

### 3 - 2 騒音

#### 3-2-1 施設稼働による影響

施設稼働による騒音寄与レベルの予測結果は表 3-2、敷地境界騒音の予測結果は表 3-3 に示すとおりである。

事業計画地敷地境界における騒音レベルの予測結果は最大で 39 デシベルであり、「工場・事業場騒音に係る規制基準値」をいずれの時間帯も下回ると予測される。また、事業計画地の直近民家における予測結果は、0 デシベルと予測され、施設の稼働による影響はない。

表 3-2 施設稼働による騒音寄与レベルの予測結果

(単位：デシベル)

予測地点	騒音寄与レベル	予測地点
敷地境界での最大値	39	事業計画地北東側敷地境界
直近民家	0	事業計画地北東側敷地境界から 170m

注) 直近民家の騒音寄与レベルについては、予測結果が計算上マイナスと算出されたため、0 デシベルと表現した。

表 3-3 敷地境界騒音の予測結果 (事業計画地敷地境界での最大値)

(単位：デシベル)

	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時 ~ 午前 8 時	午前 8 時 ~ 午後 6 時	午後 6 時 ~ 午後 9 時	午後 9 時 ~ 午前 6 時
施設騒音	39			
規制基準値	50	55	50	45

注) 事業計画地は市街化調整区域にあり、規制基準値は「工場・事業場騒音に係る規制基準」の第二種区域の値に当てはめた。

#### 3-2-2 廃棄物運搬車両の走行による影響

予測結果は、表 3-4 に示すとおりである。予測値は 2 地点及び 3 地点で環境基準値を上回るものの、この地点は現況においてすでに環境基準値を上回っていたが、「自動車騒音の要請限度」の昼間 75 デシベル以下である。また、廃棄物運搬車両の走行による騒音レベルの増加は最大で 0.3 デシベルと僅かであることから、影響は軽微と予測される。

表 3-4 道路交通騒音の予測結果 (等価騒音レベル  $L_{Aeq}$  : 昼間)

(単位：デシベル)

予測地点	平日・祝祭日の別	現況	廃棄物運搬車両による増加	施設供用開始後	環境基準値
1 地点	平日	64	0.3	64	65
	祝祭日	64	0.3	64	
2 地点	平日	70	0.1	70	
	祝祭日	69	0.1	69	
3 地点	平日	67	0.0	67	
	祝祭日	66	0.1	66	

注) 1 は市街化調整区域、2 は第一種住居地域、3 は近隣商業地域で B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域の環境基準に当てはめた。



### 3 - 3 振動

#### 3-3-1 施設稼働による影響

施設稼働による振動寄与レベルの予測結果は表 3-5、敷地境界振動の予測結果は表 3-6 に示すとおりである。

事業計画地敷地境界における振動レベルは「工場・事業場振動に係る規制基準値」をいずれの時間帯も下回ると予測される。

また、事業計画地の直近民家における振動レベルは、人間の感覚閾値と言われる 55 デシベルを 10 デシベル以上下回っていることから、施設の稼働により、感覚閾値レベルに影響を与えることはない。

表 3-5 施設稼働による振動寄与レベルの予測結果 (  $L_{max}$  )  
(単位：デシベル)

予測地点	振動寄与レベル	予測地点
敷地境界での最大値	52	事業計画地北東側敷地境界
直 近 民 家	25	事業計画地北東側敷地境界から 170m

表 3-6 敷地境界振動の予測結果 (事業計画地敷地境界での最大値)  
(単位：デシベル)

	昼 間	夜 間
	午前 6 時 ~ 午後 9 時	午後 9 時 ~ 午前 6 時
施設振動	52	
規制基準値	60	55

注) 事業計画地は市街化調整区域にあり、規制基準値は「特定工場から発生する振動の規制基準」の第一種区域の値にあてはめた。

#### 3-3-2 廃棄物運搬車両の走行による影響

予測結果は、表 3-7 に示すとおりである。

廃棄物運搬車両の走行による予測結果は、いずれも要請限度値を下回ると予測される。

表 3-7 道路交通振動の予測結果 (振動レベルの 80%レンジ上端値  $L_{10}$  : 昼間)  
(単位：デシベル)

予測地点	平日・祝祭日の別	現 況	廃棄物運搬車両による増加	施設供用開始後	要請限度値
1 地点	平日	34	0.3	34	65
	祝祭日	32	0.4	32	
2 地点	平日	49	0.1	49	
	祝祭日	48	0.1	48	
3 地点	平日	39	0.1	39	70
	祝祭日	37	0.1	37	

注) 1 は市街化調整区域、2 は第一種住居地域、で第一種地区、3 は近隣商業地域で第二種地区の要請限度に当てはめた。

### 3 - 4 悪臭

施設のプラットホーム車両出入口はエアーカーテン等で外界と遮断し、また、室内は負圧として規制基準を満足する性能を有する脱臭装置等を経て排気することから、周辺地域への影響は軽微と予測される。

### 3 - 5 第二京阪道路等の供用に伴う複合的な影響の予測

(仮称)北河内4市リサイクルプラザ設置の施設の稼働(以下「本事業」という。)が最大となる時期を概ね平成22年と考えているが、それと前後して、事業計画地直近に第二京阪道路及び容器包装リサイクル施設(以下「A施設」という。)が供用を開始する予定となっている。

そこで、本事業の実施による環境影響に加え、第二京阪道路等による影響を考慮した複合的な環境への影響について予測を行った。

本事業の施設稼働による騒音レベル及び振動レベルの予測において、本事業計画地の直近民家(計画地敷地境界から170m)での予測結果は、施設の寄与レベルで、騒音レベルが0デシベル、振動レベルが25デシベルと予測され、本事業による影響はない、もしくは、極めて少ないと分析されたため、本事業計画地の直近民家における予測は除いた。

また、第二京阪道路の供用に伴い、本事業による廃棄物運搬車両の搬入出ルート及びその通行台数は大きく変化する。それにより、主要地方道枚方富田林泉佐野線から市道東太秦打上線を経て本事業計画地へ至るルートの通行台数は大幅に減少し、ほとんどは、隣接する第二京阪道路の測道から本事業計画地へ出入りすることになる。よって、本事業予測地点3への影響は極めて小さくなると考えられることから、この地点の予測は除いた。

これらから、複合的な影響の予測を行う地点は、市道太秦宇谷線上の地点及び地点の2点について予測する。(図3-2参照)

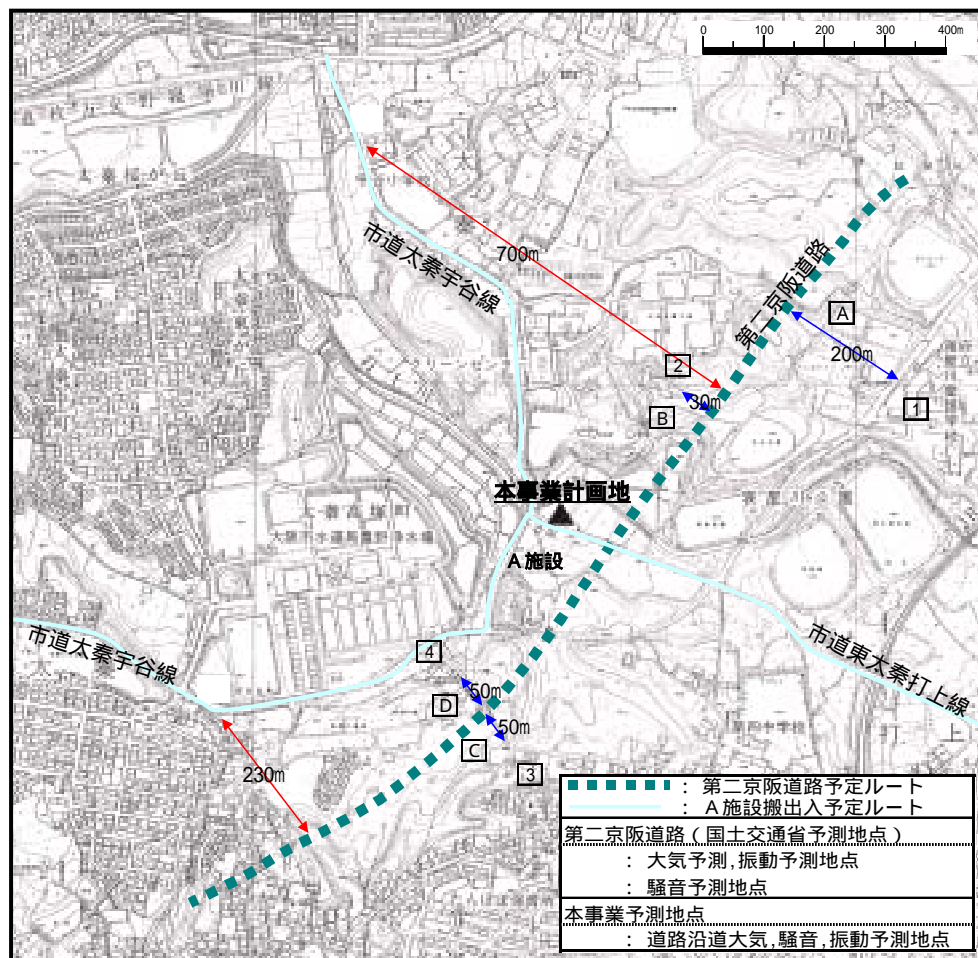


図 3-2 第二京阪道路の供用ルート等と予測地点

### 3-5-1 大気汚染

大気汚染の予測は、第二京阪道路の影響を加味するのに当たって、極めて安全側の予測になるが、第二京阪道路の予測結果（第二京阪道路の官民境界での値）を、本事業による各予測地点に最も近い第二京阪道路の予測結果を加えることにより行った。

本事業と第二京阪道路等の影響による予測結果(大気汚染)は表3-8に示すとおりである。

本事業の実施と第二京阪道路等の影響の予測結果は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに環境基準値を下回ると予測される。

表 3-8(1) 本事業と第二京阪道路の影響による予測結果（大気汚染：二酸化窒素）

(単位：ppm)

予測地点		車両による寄与濃度			バックグラウンド濃度	環境濃度	日平均値の年間98%値	環境基準値
		一般+運搬	第二京阪	合計				
地点 (+ B地点)	西側	0.000886	0.0016 以下	0.002486 以下	0.025	0.0275 以下	0.052 以下	0.06
	東側	0.000987		0.002587 以下		0.0276 以下	0.052 以下	
地点 (+ D地点)	北側	0.002344	0.0063 以下	0.008644 以下		0.0336 以下	0.059 以下	
	南側	0.002579		0.008879 以下		0.0339 以下	0.059 以下	

- 注) 1. 一般+運搬は、一般車両に本事業及びA施設による廃棄物運搬車両等を加えた寄与濃度を示す。  
 2. 第二京阪は、第二京阪道路を示す。  
 3. 環境濃度は、車両による寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えた値を示す。  
 4. 第二京阪道路の車両による寄与濃度は、地点は第二京阪道路B地点、地点は第二京阪道路D地点の予測結果を各々当てはめた。

表 3-8(2) 本事業と第二京阪道路の影響による予測結果（大気汚染：浮遊粒子状物質）

(単位：mg/m<sup>3</sup>)

予測地点		車両による寄与濃度			バックグラウンド濃度	環境濃度	日平均値の年間2%除外値	環境基準値
		一般+運搬	第二京阪	合計				
地点 (+ B地点)	西側	0.000289	0.0004 以下	0.000689 以下	0.033	0.0337 以下	0.08 以下	0.1
	東側	0.000322		0.000772 以下		0.0338 以下	0.08 以下	
地点 (+ D地点)	北側	0.000862	0.0020 以下	0.002862 以下		0.0359 以下	0.09 以下	
	南側	0.000779		0.002779 以下		0.0358 以下	0.09 以下	

- 注) 1. 一般+運搬は、一般車両に本事業及びA施設による廃棄物運搬車両等を加えた寄与濃度を示す。  
 2. 第二京阪は、第二京阪道路を示す。  
 3. 環境濃度は、車両による寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えた値を示す。  
 4. 第二京阪道路の車両による寄与濃度は、地点は第二京阪道路B地点、地点は第二京阪道路D地点の予測結果を各々当てはめた。

### 3-5-2 騒音

騒音レベルの予測は、第二京阪道路の影響を合成するのに当たって、廃棄物運搬車両の走行による予測地点は、いずれも第二京阪道路の官民境界から 200m 以上離れていることから、第二京阪道路の [1] 予測地点（寝屋川養護学校 3 階 第二京阪道路官民境界から 200m）の値を加えることにより行った。

本事業と第二京阪道路等の影響による予測結果は表 3-9 に示すとおりである。

予測地点 は、環境基準値を下回る。予測地点 は、現況においてすでに環境基準値を上回っていたが、「自動車騒音の要請限度」の昼間 75 デシベル以下である。この地点の施設供用開始後と現況の差から求めた騒音レベルの増加は 0.1 デシベルと僅かであることから、影響は軽微と予測される。

表 3-9 本事業と第二京阪道路の影響による予測結果  
(等価騒音レベル(昼間)) (単位: デシベル)

予測地点	平日・ 祝祭日 の別	廃棄物運搬車両以外			廃棄物 運搬車両 による増加	施設供用 開始後	環境 基準値
		現 況	第二京阪	合 成			
地点	平 日	64	54 以下	64 以下	0.2	65 以下	65
	祝祭日	64		64 以下	0.2	65 以下	
地点	平 日	70		70 以下	0.1	70 以下	
	祝祭日	69		69 以下	0.1	69 以下	

- 注) 1. 第二京阪は、第二京阪道路、その騒音レベルは、第二京阪道路 [1] 地点（寝屋川養護学校 3 階 第二京阪道路官民境界から 200m）の予測結果を示す。  
2. 合成は、現況と第二京阪のパワー和を示す。  
3. 廃棄物運搬車両による増加は、本事業及び A 施設による廃棄物運搬車両による増加レベルを示す。

### 3-5-3 振動

振動レベルの予測は、第二京阪道路の影響を加味するのに当たって、極めて安全側の予測になるが、第二京阪道路の予測結果（第二京阪道路の官民境界での値）を、本事業による各予測地点に最も近い第二京阪道路の官民境界の予測結果を加えることにより行った。

本事業と第二京阪道路の影響による予測結果は表 3-10 に示すとおりである。

予測結果は、いずれも要請限度値を下回ると予測される。

表 3-10 本事業と第二京阪道路の影響による予測結果  
(振動レベルの 80%レンジの上端値(昼間)) (単位: デシベル)

予測地点	平日・ 祝祭日 の別	廃棄物運搬車両以外			廃棄物 運搬車両 による増加	施設供用 開始後	要請 限度値
		現 況	第二京阪	合 成			
地点	平 日	34	50 以下	50 以下	0.2	50 以下	65
	祝祭日	32		50 以下	0.3	50 以下	
地点	平 日	49	43 以下	50 以下	0.1	50 以下	
	祝祭日	48		49 以下	0.2	49 以下	

- 注) 1. 第二京阪は、第二京阪道路、その振動レベルは、 地点は第二京阪道路 B 地点、 地点は第二京阪道路 D 地点の予測結果を示す。  
2. 合成は、現況と第二京阪のパワー和を示す。  
3. 廃棄物運搬車両による増加は、本事業及び A 施設による廃棄物運搬車両による増加レベルを示す。

#### 4．影響分析

(仮称)北河内4市リサイクルプラザ設置に伴い、大気汚染、騒音、振動及び悪臭の4項目について、施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の通行が周辺環境に及ぼす影響を予測・分析した。その結果は以下に示すとおりである。

##### 4 - 1 大気汚染

###### 4-1-1 施設稼働による影響

施設のプラットホーム車両出入口はエアーカーテン等で外界と遮断し、また、室内は負圧として集塵装置等を設置することから、周辺地域への粉じんの影響は軽微と予測されるため、環境保全目標を満足すると分析される。

###### 4-1-2 廃棄物運搬車両の走行による影響

二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも環境濃度に対する寄与率は1%未満であり、また環境基準の達成と維持に影響を与えることはないと予測されるため、環境保全目標を満足すると分析される。

##### 4 - 2 騒音

###### 4-2-1 施設稼働による影響

敷地境界の規制基準及び直近民家の環境基準の維持に支障を生ずることはないと予測されるため、環境保全目標を満足すると分析される。

###### 4-2-2 廃棄物運搬車両の走行による影響

現況において環境基準値を上回っている地点があるが、「自動車騒音の要請限度」の昼間75デシベル以下である。また、寄与は最大で0.3デシベル程度で、騒音レベルは現況と同程度となることから、影響は軽微と予測されるため、環境保全目標を満足すると分析される。

##### 4 - 3 振動

###### 4-3-1 施設稼働による影響

敷地境界の規制基準以下及び直近民家での閾値(概ね55デシベル)以下であると予測されるため、環境保全目標を満足すると分析される。

###### 4-3-2 廃棄物運搬車両の走行による影響

要請限度値を下回っており、寄与は最大で0.4デシベル程度で、振動レベルは現況と同程度となることから、影響は軽微と予測されるため、環境保全目標を満足すると分析される。

##### 4 - 4 悪臭

###### 4-4-1 施設稼働による影響

施設のプラットホーム車両出入口はエアーカーテン等で外界と遮断する。さらに、施設建屋内で悪臭の発生が想定されるごみピット等には、局所的に悪臭を吸引し、活性炭等による脱臭装置等を経て屋外へ放出する。また、室内は負圧として規制基準を満足する性能を有する脱臭装置等を設置することから、周辺地域への影響は軽微と予測されるため、環境保全目標を満足すると分析される。

#### 4 - 5 第二京阪道路等の供用に伴う複合的な影響の予測

現況において騒音レベルが環境基準値を上回っている地点があるが、「自動車騒音の要請限度」の昼間 75 デシベル以下である。また、寄与は最大で 0.1 デシベル程度で、騒音レベルは現況と同程度となることから、影響は軽微と予測される。その他の予測結果は、大気汚染・騒音・振動ともに環境基準値等を下回っており、本事業の予測地点への影響は軽微と予測される。

また、事業計画地に隣接する最新の環境対策を施した、第二京阪道路の測道を廃棄物運搬車両の通行が大きくシフトすることにより、本事業による周辺環境への影響は軽減できると考える。

(仮称)北河内4市リサイクルプラザの施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の通行は、環境保全目標を満足するものと分析される。

なお、施設については環境保全のための基準等を遵守する構造、設備とすることはもとより、施設稼働等による周辺環境への負荷を極力低減するよう、十分な環境保全対策を実施する。